

しまね障がい者就労応援企業(しまね ゆめいくカンパニー)について

1. 認定制度の趣旨・目的

障がい者雇用に積極的な企業、障がい者施設等や重度障害者多数雇用事業所への物品等の発注に積極的な企業の社会的評価を高めるため、『しまね ゆめいくカンパニー』として認定し、県民の皆様に広くご紹介していきます。

2. 『しまね ゆめいくカンパニー』とは？

障がい者雇用を積極的に行う、又は障がい者施設等や重度障害者多数雇用事業所の商品・サービスを積極的に購入して施設利用者の工賃向上や重度障がい者の雇用に寄与するといった形で障がい者の自立支援に貢献している企業を、島根県が認定します。

『ゆめいく』とは『夢を育む』と『You make』を掛け合わせた造語で、公募によって選ばれました。

3. 認定基準

次のいずれかの基準に適合する場合、認定の申請を行うことができます。

- (1) 障がい者雇用
 - ・ 法定雇用率（2.0%）の2倍の雇用率（4.0%）を達成している企業
 - ・ 従業員49名以下の企業については2名以上障がい者雇用している企業
- (2) 障害者就労支援事業所等からの購入
 - ・ 直近1年間において、障害者就労支援事業所等からの商品・サービスの購入金額が120万円以上の企業
- (3) 重度障害者多数雇用事業所からの購入
 - ・ 直近1年間において、重度障害者多数雇用事業所からの商品・サービスの購入金額が600万円以上の企業

4. 認定申請

県障がい福祉課ホームページから申請書をダウンロードして必要事項を記入いただき、県障がい福祉課まで持参・郵送してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/shuurousien/yumeiku.html>

5. 認定カンパニーになると

- (1) 県ホームページ・広報誌等により認定企業のPRをします。
- (2) 認定カンパニーの皆様は、障がい者が働く社会づくりに貢献していると認められた企業であることをPRするため、認定シンボルマークを名刺・広告・ホームページ等に表示することができます。
- (3) 島根県中小企業制度融資の特別融資（人にやさしい環境整備支援資金）の融資対象者となります。
- (4) 島根県が発注する建設工事、庁舎の清掃業務・警備業務、物品の売買・借入れ及び製造の請負等に係る入札参加資格審査の際に加点があります。



しまね ゆめいくカンパニー

6. 問い合わせ先

島根県健康福祉部障がい福祉課 就労支援スタッフ

〒690-8501 島根県松江市殿町128番地（県庁東庁舎1階）

TEL 0852-22-5588 FAX 0852-22-6687 E-mail syougai@pref.shimane.lg.jp